

和合町自治会入会及び町費の納入について

和合町自治会

当和合町自治会に他の自治会地域内より転入された世帯及び法人、工場事業所又は事務所その他これに準ずるものは直ちに申し出て、入会すると同時に和合町自治会の規定に基づいて、下記のとおり会費を納入すること。

入会金

平成 11 年 4 月 1 日から適用

1. 自宅を建築し、あるいは分譲マンションを購入して、他の自治会地域内より転入された世帯、及び法人、工場事業所または事務所、その他これに準ずるものは

1, 0 0 0 円

2. 他の自治会地域内より転入し、賃貸住宅(アパート、マンション等を含む)に入居された世帯

4 0 0 円

町 費

平成 11 年 4 月 1 日から適用

1. 町費は前項を基準にして算定する。前項第 1 項が A、2 項が B とする。

月額 A 6 0 0 円、B 5 0 0 円

2. 消防費として全世帯一律 4 0 0 円を年 1 回納入する。自治会未加入者も含む。

法人町費

平成 9 年 4 月 1 日から適用

1. 法人(法人登記してあるもの「以下同じ」
(1) 店舗工場等(以下店という)と自宅が同一構内にあるもの。

法人町費 1 ヶ月 1 口 1, 5 0 0 円のみ納入する。

- (2) 店と自宅が同一構内にないもの。

法人町費 1 ヶ月 1 口 1, 5 0 0 円と町費 A(1 ヶ月 6 0 0 円)を納入する。

- (3) 店のみで自宅が和合町自治会内にないもの。

法人町費 1 ヶ月 1 口 1, 5 0 0 円を納入する。

2. 法人でない店で自宅が和合町自治会内にないもの

町費 A(1 ヶ月 6 0 0 円)を納入する。

なお、借家で店と自宅が同一のものは町費 A(1 ヶ月 6 0 0 円)を納入する。